

行政機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第2号

行政機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(倉吉市事務分掌条例の一部改正)

第1条 倉吉市事務分掌条例(昭和47年倉吉市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、本市に次の部を置く。</p> <p>総務部 <u>市民生活部</u> <u>経済観光部</u> 健康福祉部 建設部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部 (1)～(11) 略 <u>(12) 電子計算機情報管理に関する事項</u> <u>(13)～(17) 略</u></p> <p><u>市民生活部</u> (1) 略 <u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5)～(8) 略</u></p> <p><u>経済観光部</u> <u>(1) 農業、林業及び水産業に関する事項</u> <u>(2) 観光に関する事項</u> <u>(3) 国際交流及び国内交流に関する事項</u> <u>(4) 文化行政に関する事項</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、本市に次の部を置く。</p> <p>総務部 <u>生活産業部</u> 健康福祉部 建設部</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務部 (1)～(11) 略 <u>(12)～(16) 略</u></p> <p><u>生活産業部</u> (1) 略 <u>(2) 電子計算機情報管理に関する事項</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 商業及び工業に関する事項</u> <u>(5) 雇用対策に関する事項</u> <u>(6) 企業誘致に関する事項</u> <u>(7) 観光に関する事項</u> <u>(8) 略</u> <u>(9) 移住・定住に関する事項</u> <u>(10) 若者の定住化に関する事項</u> <u>(11) 略</u> <u>(12) 国際交流及び国内交流に関する事項</u> <u>(13) 文化行政に関する事項</u> <u>(14) 農業、林業及び水産業に関する事項</u> <u>(15)～(18) 略</u></p>

(5) <u>商業及び工業に関する事項</u> (6) <u>雇用対策に関する事項</u> (7) <u>企業誘致に関する事項</u> (8) <u>移住・定住に関する事項</u> (9) <u>若者の定住化に関する事項</u> 健康福祉部・建設部 略	健康福祉部・建設部 略
---	-------------

(倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正)

第2条 倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例（平成5年倉吉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第13条 審議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> において処理する。	(庶務) 第13条 審議会の庶務は、 <u>生活産業部</u> において処理する。

(倉吉市環境審議会条例の一部改正)

第3条 倉吉市環境審議会条例（平成6年倉吉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>生活産業部</u> において処理する。

(倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例の一部改正)

第4条 倉吉市あらゆる差別をなくする審議会条例（昭和57年倉吉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>生活産業部</u> において処理する。

(倉吉市立人権文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 倉吉市立人権文化センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年倉吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(協議会) 第11条 略 2～10 略 11 協議会の庶務は、 <u>市民生活部</u> において処理する。 12 略	(協議会) 第11条 略 2～10 略 11 協議会の庶務は、 <u>生活産業部</u> において処理する。 12 略

(倉吉市商工観光対策協議会条例の一部改正)

第6条 倉吉市商工観光対策協議会条例（平成2年倉吉市日条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>経済観光部</u> において処理する。	(庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>生活産業部</u> において処理する。

(倉吉市農林振興協議会条例の一部改正)

第7条 倉吉市農林振興協議会条例（平成2年倉吉市条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>経済観光部</u> において処理する。	(庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>生活産業部</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。